

日消装発第24—25号
初版：平成22年10月14日
改訂1：平成24年 9月12日
改訂2：平成25年 12月20日
一般社団法人 日本消火装置工業会

「容器弁の安全性」に係る点検についてQ & A

Q1：「容器弁の安全性」の点検対象は？

A1：「不活性ガス消火設備」、「ハロゲン化物消火設備」、「粉末消火設備」、「パッケージ型消火設備」及び「パッケージ型自動消火設備」の貯蔵容器、加圧用ガス容器及び起動用ガス容器の容器弁並びに容器弁に設けられた安全装置が対象となります。

Q2：いつまでに点検をすれば良いの？

A2：二酸化炭素を消火剤として用いるものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後25年を経過するまでの間に、前記以外のものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に全ての点検を終えなければなりません。

Q3：点検はいつから開始すれば良いの？

A3：改正後の点検基準は点検の終期についてのみ規定されているので、設置環境等を考慮して点検期限前のものであつても、点検基準に規定する年限内に全数完了するよう、計画的に順次点検を実施する必要があります。ガスの種別にかかわらず、設置後15年を目安として開始していくことが推奨されます。

Q4：どのような点検をするの？

A4：「不活性ガス消火設備の点検の基準」等に従つて、①外観 ②構造、形状及び寸法 ③耐圧性能 ④気密性能 ⑤安全装置の作動 ⑥表示の点検を行います。容器（容器本体、ガスおよび容器弁）を工場に持ち帰つて、ガスを抜き取り、容器弁を取り外して点検します。この間、同仕様の代替容器を設置して当該設備を正常に継続・維持することになります。

Q 5 : 点検で不合格になった場合は？

A 5 : 点検で不合格になった容器弁は、新品の容器弁に更新する必要があります。

Q 6 : 点検ではなく更新することはできるの？

A 6 : 更新することはできます。更新した場合は「容器弁の安全性」の点検は必要ありません。劣化の著しいものや当工業会が交換を推奨する期間（18年～20年）を過ぎた容器弁は、新品の容器弁に更新されることを推奨します。

Q 7 : 容器本体は点検するの？

A 7 : 容器本体は高圧ガス保安法の適用を受けます。ガスの再充填を行う際に、前回の容器検査から一定年限（原則5年、製造年により3年）以上経過している場合は高圧ガス保安法に基づく容器再検査（耐圧検査等）が必要です。

Q 8 : 容器本体も一緒に交換するの？

A 8 : 一般的には容器本体は耐圧試験を行いますので、交換は行いません。ただし、容器本体の劣化等により高圧ガス保安法に基づく容器再検査（耐圧検査等）が不合格になった場合や、容器弁等の製造中止・メーカーの廃業などにより仕様の異なる容器弁に交換する場合など、容器本体も共に交換することがあります。仕様の異なる容器弁に交換する場合は、「点検」ではなく、「工事」となります。詳しくは、当該容器弁のメーカーにお問い合わせ下さい。また、Q 2 3 と A 2 3 も参照ください。

Q 9 : 点検済みの容器弁の表示は？

A 9 : 点検又は更新を行った容器弁には、各々「再」又は「新」のシールを貼付し、点検済みの旨を表示します。

Q 10 : 点検を実施しない場合の罰則はあるの？

A 10 : 点検基準に定められた期限までに容器弁の安全性点検が実施されない場合は、消防法第 17 の 3 の 3 に定める消防用設備等の点検実施義務違反や消防法第 17 条の 4 第 1 項に定める消防用設備等の維持命令違反に係る罰則の適用対象となります。

Q 11 : 点検基準の改正は、なぜ行われたの？

A 11 : 容器弁の安全性点検については、平成21年3月31日付消防庁通知「消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について」（消防予第132号）により運用されていましたが、点検の実効性の向上等を図るべく、容器弁の安全性に係る点検基準の告示化を実施されました。

Q12： 消防環境ネットワーク（旧ハロンバンク推進協議会）への登録が必要？ また必要な場合、その手数料はいくら？

A12： 消防環境ネットワークでは、ハロン消火剤の回収及び供給の管理、その他ガス系消火剤の登録管理を行っています。

通常、容器弁点検の行為として、一旦貯蔵されたガスを抜き取り、容器本体・容器弁の点検等を行って再度ガスを充てんする場合、登録・申請の手続きは必要ありません。（容器弁の安全性の点検を機に消防環境ネットワークのデータベースを最新の状態に更新して信頼性を向上すべく、点検実施する製造業者が報告を行うこととなっています。）但し、点検の結果、持ち帰った容器のガス量に減量が発見された場合は、通常の手続きに従って消防環境ネットワークに補充量分の申請及び手数料の納入を行う必要があります。

Q13： 点検の際、容器を工場に持ち帰ってガスを抜き取り、容器弁を容器本体から取り外して更新する場合、「着工届」や「設置届」は必要？

A13： 容器弁の安全性の点検は、消火剤の詰替え等と同様であり、「工事」ではなく「整備」に該当します。従って「着工届」や「設置届」は提出する必要はありません。平成22年3月31日付け消防庁予防課事務連絡「消防用設備等に係る執務資料の送付について」の別添の問2を参照ください。

Q14： 既に25年（二酸化炭素以外のものは30年）を過ぎた容器弁は、どうすればよい？

A14： 既に点検期限を経過した容器弁やすぐに点検期限を迎える容器弁は、次のとおり経過措置が定められています。

二酸化炭素を消火剤として用いるもの

① 昭和52年3月31日以前に設置されたものにあつては、平成28年3月31日まで

② 昭和52年4月1日から平成5年3月31日までの間に設置されたものにあつては、平成30年3月31日まで

上記以外のもの（二酸化炭素を消火剤として用いるもの以外、ハロゲン化物等）

③ 昭和63年3月31日以前に設置されたものにあつては、平成30年3月31日まで

Q15： 二酸化炭素とそれ以外の消火剤で点検期限が違うのは？

A15： 二酸化炭素はその容器内圧の高さにより耐圧点検等は遅くとも25年を経過するまでに行う必要があるとの知見が得られました。その他の消火設備では容器弁に用いられているOリング等の耐久性を考慮して30年と定められました。

Q16： ガスの処理方法は？

A16： ハロン1301消火剤は回収してリサイクルハロンとして再利用します。温室効果ガスとして排出抑制の対象となっているHFC-23及びHFC-227eaは高温下での破壊処理又は回収リサイクルします。その他のガスについては、実施各社により処理方法が異なりますので、それぞれの点検会社にお問い合わせ下さい。

Q17： 点検に要する日数は？

A17： 点検には数週間程度必要です。なお、定期点検を継続契約されている場合は、代替容器を設置したままで、点検済容器を6ヶ月ごとに順次入れ替える方法もあります。点検の依頼が集中している場合、点検に要する日数が大幅に伸びる恐れがあります。余裕を持って、計画的に点検を実施していただくことをお勧めします。

Q18： 容器弁が廃業した製造業者のものである場合の取扱いは？

A18： 製造を引き継いでいるもの、同一仕様のもので型式認定を取得している会社などがあります。型式の継承をしていないものや製造中止となったものなどについては、容器本体や連結管など全てを交換する大幅な工事となることもありますので、当工業会事務局を通じて現存の製造業者等にご相談ください。

Q19： 容器弁の製造業者を知りたいが？

A19： 当工業会事務局に認定容器弁の製造業者リストを用意しております。容器弁に記されている認定番号（“よー〇〇〇号”）あるいは社名のロゴ等をご確認のうえ、事務局にお問い合わせ下さい。

Q20： 設置されている容器弁が安全性点検の対象であるかがわかりません。

A20： 設置後25年や30年を経過するまでに点検を終了する必要がありますので、設置年が基準となりますが、設置年が把握できない場合は容器弁に表示された製造年月から判断していただくことも可能です。

Q21： 移動式粉末消火設備のクリーニング弁の取扱いは？

A21： 点検基準の規定文章としては、クリーニング弁は点検実施部分に含まれておりません。しかしながら、加圧用ガス容器の容器弁に同型式の容器弁を使用している場合などもあり、経年劣化を防止し、不用意な作動あるいは必要時の不作動を防止するために、合わせて点検を実施されることを推奨いたします。

Q22：点検時に容器弁と容器本体をともに新品に交換した場合には、撤去回収した容器本体はどのような処理をするの？

A22：3通りあります。①廃棄処理 ②所有者へ返却 ③所有権を譲渡して頂き再利用（再販含む）のいずれかになります。

Q23：異なるメーカーの容器本体・容器弁を撤去し、容器弁にアダプタ等を取り付けて使用するケースがあるが良いの？

A23：容器弁の認定は容器弁とそれを接続する連結管との組み合わせで実施されており、アダプタを取り付けることは、認定の範囲外となり認められません。また、消火剤放出時の容器弁の抵抗値が異なってくるため、同一の放出性能を得るためには配管や噴射ヘッドの交換も必要となってくる場合があります。詳しくは、当該容器弁のメーカーにお問い合わせ下さい。

以上